

船橋市戸籍事務電子計算組織等による処理に係るデータ保護管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市個人情報保護条例（平成17年船橋市条例第6号。以下「条例」という。）、船橋市個人情報保護条例施行規則（平成17年規則第43号。以下「規則」という。）、船橋市電子計算組織等処理データ管理規程（平成3年船橋市訓令第5号）及び船橋市電子計算機室入退室管理規程（平成3年船橋市訓令第6号）に定めるもののほか、戸籍事務の電子計算組織等による処理（以下「戸籍事務の電子計算処理」という。）に係るデータ保護に関し必要な事項を定め、その適正な管理運営を確保することを目的とする。

(対象とするデータ)

第2条 この要綱で対象とするデータの範囲は、戸籍事務の電子計算処理に係るデータ（以下「戸籍データ」という。）で入力帳票、磁気ディスク、磁気テープその他の媒体に記録するものをいう。

(処理の基本方針)

第3条 戸籍事務の電子計算処理に当たっては、事務の効率化を図るとともに、個人情報の保護に努めなければならない。

(業務処理の範囲)

第4条 戸籍事務の電子計算処理の範囲は、戸籍届出書に基づいて処理する新戸籍の編成、受附帳の作成、統計表の作成等の戸籍事務、戸籍・除籍の検索事務、戸籍附票事務及び人口動態等の戸籍関連事務とする。

(戸籍データの保護)

第5条 戸籍事務の電子計算処理の入力情報は、戸籍届出書に限定し、戸籍法（昭和22年法律第224号）その他の法令（以下「法令」という。）に定めがない事項は、入力情報としてはならない。

2 戸籍事務の電子計算処理の内容を戸籍事務、戸籍附票事務及び人口動態等の戸籍関連事務以外に利用してはならない。

3 戸籍データは、法令に定めのあるものを除き、外部に提供してはならない。

(保護管理者の設置)

第6条 市民生活部戸籍住民課に戸籍データ保護管理者（以下「保護管理者」という。）を置く。

2 前項の保護管理者は、市民生活部戸籍住民課長をもって充てる。

(保護管理者の責務)

第7条 保護管理者は、戸籍データ及び関連設備機器等の状況を把握し、正常に稼働するよう、適正な管理運営に努めなければならない。

(戸籍データの管理)

第8条 保護管理者は、戸籍事務の電子計算処理に当たり、次に掲げるものを適正に管理しなければならない。

(1) 入力帳票（入力帳票の受払い及び管理については、名称、作成期日、保存期間等、必要な事項を台帳等に記録するものとする。）

(2) 磁気ディスク及び磁気テープ等に記録された情報（データを記録している磁気ディスク及び磁気テープ等の受払い並びに管理については、名称、作成期日、保存期間等必要な事項を台帳等に記録するものとする。以下「磁気ファイル」という。）

(3) 機能仕様書、企画書、操作手順書及び電子計算処理に必要な仕様書

2 保護管理者は、磁気ファイル及びドキュメントを指定の場所に保管するものとする。この場合において、それらの取扱は、保護管理者が指定した取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）が行なうものとする。

3 保護管理者は、端末装置の使用状況を常に把握し、端末装置の適正な管理に努めなければならない。

(システムの運用)

第9条 保護管理者は、戸籍事務の電子計算処理の運用に際しては、個人情報保護について、十分かつ慎重な措置を講じなければならない。

2 保護管理者は、端末機の操作に際して、戸籍事務を担当する職員（以下「戸籍担当職員」という。）に対し個別のパスワードを設定し、そのパスワードを管理するパスワードを設定しなければならない。

3 パスワードを管理するパスワード及び個人パスワードは、保護管理者が管理し、そのコードを秘密にしなければならない。

4 戸籍担当職員は、付与された個別パスワードを秘密にしなければならない。

5 保護管理者は、見出帳及び統計に関するものを除く情報について、決裁終了後、電子計算機装置のデータから削除しなければならない。

6 保護管理者は、端末機等を受付窓口から離れた場所に設置し、来庁者、多課の職員等が入力内容を知り得ることのないように配慮しなければならない。

7 戸籍事務の電子計算処理に係る業務は、外部委託してはならない。

8 保護管理者は、システムの適正な運用管理に努めるとともに、必要に応じて適正な措置を採らなければならない。

(端末機の操作)

第10条 端末機の操作は、戸籍担当職員が行なうものとする。

- 2 端末機の操作は、戸籍業務、戸籍附票業務及び戸籍関連業務に必要な場合以外に行なってはならない。
- 3 見出しデータ及び戸籍に関するデータを戸籍業務、戸籍附票業務及び戸籍関連業務以外に検索してはならない。

(機器及び帳票等の保管)

第11条 保護管理者及び電子計算業務主管課長は、戸籍データの適正な管理を図るため別表の定めるところにより戸籍事務の電子計算処理に係わる機器及び帳票等を保管しなければならない。

(教育・研修の実施)

第12条 保護管理者は、戸籍データの秘密保持及びシステム安全対策の推進を図るため、教育、研修責任者を置く。

- 2 前項の教育・研修責任者は、新任職員、戸籍住民課職員及び電子計算業務主管課職員に対し、年1回以上の教育・研修を保護管理者の同意を得た上、実施しなければならない。この場合にあつて、新任職員については、採用後、速やかにこれを実施するものとする。

(戸籍データ保護会議)

第13条 戸籍データ保護の適切な管理を推進するため、船橋市戸籍データ保護会議(以下「会議」という。)を設置する。

- 2 会議は、保護管理者が必要に応じて、招集するものとする。
- 3 会議は、保護管理者、取扱責任者及び戸籍担当職員をもって組織する。
- 4 会議の庶務は、市民生活部戸籍住民課において処理する。

附 則

この要綱は、平成9年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

別表

機器及び帳票等の保管一覧

	管理責任者	個人情報保護	内 容
磁気ディスク装置	電子計算業務主管課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 条例 2. 船橋市電子計算組織等処理データ管理規程 3. 船橋市電子計算機室入退室管理規程 4. マシン室入退室制限 5. 入退室記録 6. ドアの電子ロック 7. 使用記録リスト 	<p>戸籍データは、電子行政推進課マシン室の磁気ディスクに格納する。設置場所は、外界と鉄扉により隔離されている。</p> <p>入室するには、磁気カードが必要。磁気ディスクには、パスワードの設定。</p>
入力端末装置	保護管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1. パスワードによる起動 2. 操作者権限の設定と暗証番号の登録 3. 端末機の業務範囲の設定 4. 使用記録リスト 	<p>端末ごとに業務及び処理の範囲を制限する。</p> <p>保護管理者が任命した職員がパスワードを入力し、起動する。</p>
検索証明端末装置	保護管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1. パスワードによる起動 2. 操作者権限の設定と暗証番号の登録 3. 端末機の業務範囲の設定 4. 使用記録リスト 	<p>端末ごとに業務及び処理の範囲を制限する。</p> <p>保護管理者が任命した職員がパスワードを入力し、起動する。</p>
バックアップ磁気テープ	電子計算業務主管課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 条例 2. 船橋市電子計算組織等処理データ管理規程 3. 船橋市電子計算機室入退室管理規程 4. マシン室入退室制限 5. 入退室記録 6. ドアの電子ロック 7. バックアップ記録リスト 	<p>バックアップ磁気テープは、電子行政推進課マシン室の MT 保管庫に収納する。</p> <p>設置場所は、外界と鉄扉により隔離されている。</p> <p>入室するには、磁気カードが必要。</p>
受付データ等の印字する書類	保護管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1. バックアップ記録リスト 2. 施錠できる耐火金庫 	<p>バックアップ記録リストを定期的に印字し、施錠できる耐火書庫で管理する。</p>
プログラム	電子計算業務主管課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 条例 2. 船橋市電子計算組織等処理データ管理規程 3. 船橋市電子計算機室入退室管理規程 4. マシン室入退室制限 5. 入退室記録 6. ドアの電子ロック 7. 定期的バックアップ 	<p>プログラムは、電子行政推進課マシン室の磁気ディスクに格納する。設置場所は、外界と鉄扉により隔離されている。</p> <p>入室するには、パスワードの設定。定期的にバックアップの実施。</p>

